



平成25年(2013年)

4月 第35号

編集・発行
寝屋川市立消費生活センター
〒572-0041
寝屋川市桜木町5番30号
事務所TEL 072-828-0428
相談専用TEL 072-828-0397
FAX 072-838-9910

くらしねっと

(E-mail) syouhi@city.neyagawa.osaka.jp



消費生活センター

消費者問題に関する 2012年の 10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2012年は、詐欺的な儲(もう)け話を中心に高齢者の消費者トラブルが目立つ年となりました。

- ★ 高齢者トラブルが増加 二次被害も多い
- ★ 買え買え詐欺 買取り業者が登場する詐欺的儲け話が横行
- ★ サクラサイト商法 「サクラ」を使った詐欺的商法の手口広がる
- ★ スマートフォンに関連する相談が増加
- ★ サラ金・フリーローンの相談が大幅に減少 貸金業法改正6年
- ★ 訪問購入 特定商取引法7番目の規制対象に
- ★ 消費者安全調査委員会が10月に発足 消費者安全法改正
- ★ 消費者教育推進法が成立 消費者市民社会の構築に向けて
- ★ コンプガチャ 消費者庁が景品表示法違反との見解を示す
- ★ 食品表示の一元化に向けた検討進む



目次

- 消費者問題に関する2012年の10大項目
- 勧誘に注意しましょう
- キャッチ・アポイントセールス
- スマートフォンを利用するときの注意点
- クーリング・オフについて

法律で決められたクーリング・オフ期間

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなどでの契約	8日間
電話勧誘販売	自宅や職場に電話で勧誘して、申し込みをさせる契約	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	他の人を加入させれば利益が得られると組織を連鎖的に拡大して行う商品、サービスなどの契約	20日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する契約	8日間
業務提供誘引販売	仕事を提供するので収入を得られると勧誘し、そのために必要と高額商品を販売	20日間
NEW 訪問購入	店舗以外で事業者が消費者から商品を買取る契約	8日間
通信販売	郵便、電話、インターネットなどの通信手段で申し込み商品を買う契約	なし

消費者の強いみかたクーリング・オフ

クーリング・オフは訪問販売など法律で決められた取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す期間を与え、一定の期間内であれば負担なく、無条件で契約をやめられる制度です。決められたもの以外は使っていても、工事が終わっていても契約が解除できる消費者にとって有利な制度です。クーリング・オフをするときは電話ではなく、書面で通知します。決められた期間の最終日の消印があれば有効です。通知を出したという証拠を残すために官製はがきに必要事項を書き、裏表コピーをして特定記録郵便で通知します。

ひとりで悩まないで!

ご相談は・・・

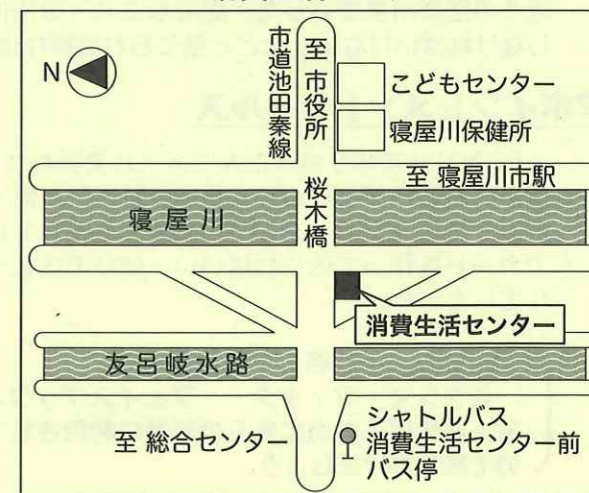
寝屋川市立消費生活センター
(桜木町5番30号)へ

相談受付時間：月曜日から土曜日
(祝日・年末年始は除く)
午前9時から午後4時
(正午から午後1時は除く)

でんわ：072-828-0397
ファックス：072-838-9910

消費者問題の専門家による日曜日の相談
(年末・年始は除く午前10時～午後4時)
(社)全国消費生活相談員協会
でんわ 06-6203-7650

消費生活センター



勧誘に注意しましょう。

高齢者編

電話勧誘 送りつけ商法 強引に送りつけられる健康食品！

- 「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります。」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられた。
- 注文もしていないのに強引に商品を送りつけられるという相談が多く寄せられています。
注文もしていないのに一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。安易に受け取らないようにしましょう。
もし商品送付を承諾してしまっても契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできるので消費生活センターに相談しましょう。



訪問販売お断りシールを活用しましょう！

※訪問販売お断りシールを活用しましょう！

以前配布した「訪問販売お断りシール」を玄関や業者の目のつきやすいところに貼りましょう。

勧誘してほしい意思を示している人に勧誘することは大阪府消費者保護条例に違反します。

訪問購入 強引な貴金属の買取業者！

- 「不用品を買い取る」と電話があり、業者が来訪した。業者の男性に「貴金属はないか」としつこく言われ仕方なく金のネックレスを売却した。しかしよく考えると大切な物を渡してしまったので返して欲しい。
- 平成25年2月21日（改正特商法施行日）よりこのような訪問購入にもクーリング・オフが導入され、期間中は契約をしたとしても商品をその場で渡す必要はありません。消費生活センターに相談しましょう。



若者編

勧誘する目的を告げられず、営業所などに連れて行かれ、ゆっくり考えたり、だれにも相談することができずにせかされて契約させられてしまったという相談があります。

キャッチセールス

駅前を歩いていたら「今なら無料でエステが受けられます」と声をかけられた。ちょっとだけならと近くの営業所までいった。簡単なエステの後に「このままでは将来肌がぼろぼろになる、きちんとケアしなければいけない」などと勧められ高額な化粧品セットを契約させられてしまった。

アポイントメントセールス

「SNS」で知り合った人にメールで誘われて、食事をした時に儲かる話があると聞かされた。会社が近くにあるので誘われ、ついて行った。何人かに囲まれ上位者から絶対儲かると説明されて競馬情報が入っているソフトを勧められた。高額なものだったので「お金がない、支払えない」と言ったが銀行でカードを作って借りれば良い、儲けで支払うことができると、長時間強く勧められて断りきれず契約してしまった。

「SNS」ってなに？
ミクシィ・ツイッター・フェイスブックなどインターネット上の会員制交流サイトのことです。
友人を広げるために多くの若者に利用されていますが、マルチ販売や悪質な勧誘に会うことも多いので気をつけましょう。

どちらも、クーリング・オフすることができます。

平成25年度 消費者庁 消費者月間統一テーマ

「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」

スマートフォン利用上の注意

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の相談の中で、携帯電話に関する相談件数はやや減少傾向にありますが逆にスマートフォンに関する相談が年々増加しています。相談内容としては、1. 修理に出しても不具合が続く。 2. すぐに電池がなくなる。 3. メールやインターネットをあまり利用していないのに、パケット料金が上限になった。 4. 通信制限があり動画があまり見られない などです。

アドバイス



- (1) テレビコマーシャルなどの広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴をよくふまえて自分の利用目的にあった商品選択をすること。
- (2) 不具合が起きた場合には、どのような時に、症状がおこったのかを確認しておくこと。
- (3) アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしない。
- (4) 海外に持って行く場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金方法を確認しておくことなどの注意が必要となります。

その他

子どもから大人、高齢者にまで普及しているスマートフォンですが、使い方を間違ってもみなかった、高額な通信料の請求が来たり、便利に利用していたはずが、個人情報流失して不快な思いをしたり、プライバシーを書き込まれ回復できないほどの、悲しみを背負うことが起きたりします。スマホ(スマートフォン)は、PCに携帯電話機能がついたものだとして認識して、使用することが必要です。

消費生活講座の紹介

消費生活センターでは、消費生活に係るテーマで年に11回、市民向け講座を開催しています。講座内容は毎年変わります。講座の内容及び受講生の募集は広報紙に掲載されますので、興味がある方は、掲載月の広報紙をご覧ください。

平成24年度に開催しました講座内容を以下のとおり紹介します。

(広報紙の募集記事掲載号の目安)

- 月間特別講座 5月 1日号
- 上半期講座 5月15日号
- 夏休み親子講座 7月15日号
- 下半期講座 10月15日号
- 啓発講座 1月15日号

*都合により募集記事掲載の月号は前後する可能性があります

平成24年度消費生活講座開催結果一覧表

	日時	テーマ	定員
月間	5月23日(水)	情報の正しい判断 ～報道現場から～	430人
上半期	6月12日(火)	大阪市立阿倍野防災センター(施設見学)	27人
	6月20日(水)	楽しく食べて、健康に!	40人
	6月27日(水)	ケータイ安全教室 シニア編	40人
親子	8月8日(水)	大阪市下水道科学館(施設見学)	27人 親子
	8月9日(木)	LEDのあかり工作教室 参加費:500円(材料代)	27人 親子
下半期	11月6日(火)	美味しい紅茶の入れ方	40人
	11月22日(木)	河内ワイン(施設見学)	27人
	11月30日(金)	税金の基礎知識	40人
	12月4日(火)	特定保健用食品について	40人
啓発	2月13日(水)	「遺言のしかた」	40人

*平成24年5月の消費者月間講座は特別記念として講演会を開催しました。平成25年以降は通常の講座となり、定員は40人となります。

